

## ワイヤーメッシュ柵・電気柵補助事業について

R3.4月現在

鳥獣による農用地の被害低減のため、ワイヤーメッシュ柵・電気柵を設置される際、国庫事業（全額）に加え、武雄市では協議会単独事業（6割以内の補助）を行っています。

### ■国庫事業（全額）の概要

事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金事業
実施主体	武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会が各行政区の要望を取りまとめて、国に対して申請します。
内容	ワイヤーメッシュ又は、電気柵の設置に係る資材を各耐用年数の期間貸与します。 ※自力施工（住民・農家参加型）による柵整備のみに限ります。 ※設置に係る人件費、作業道具、雑品等購入費は、地元負担となります。
条件	①受益戸数が3戸以上の計画であること。 ②耐用年数（ワイヤーメッシュ14年間、電気柵8年間）の間、農地の耕作を維持し、侵入防止柵の管理が維持できるもの。 ③本事業を行うことでそれに見合った成果が得られると見込まれるもの。（費用対効果を根拠とする） ④過去に取り組んできた国庫事業の受益地ではないこと。（補助金の二重交付になるため。）
申請時期	翌年度設置要望を10月～12月に取りまとめて、国に申請します。

### ■武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会単独事業の概要

事業名	鳥獣被害防止柵設置事業
実施主体	区長または個人
内容	・ワイヤーメッシュ柵又は、電気柵の資材購入の一部を助成します。 ・電気柵（100m以上のもの） ・事業設置ワイヤーメッシュ柵の破損等による取り換え※1 （過去に国庫事業を導入したもの、又は本協議会事業で導入したものの取り換え）
条件	・国庫事業（全額）の条件に該当しないもの （国庫条件：①3戸以上の受益地②耐用年数の間管理できるもの③費用対効果が見込めるもの④過去の受益地と重複しないこと）
負担割合	<b>資材費の6割以内の補助</b> ※自力施工（住民・農家参加型）による柵整備のみに限ります。 ※設置に係る人件費、作業道具、雑品等購入費は、地元負担となります。
申請方法	<b>6月～12月まで</b> に別紙様式を記入して農林課へ提出してください。 <b>※ただし、予算額に達した場合は、受付を締め切ります</b>

※1 取り換え用の資材につきましては、国庫事業で導入している資材と同様の物を農林課で準備します。

武雄市農林課  
担当：農産係  
TEL：23-9335  
FAX：23-3816

様式第1号（第5条関係）

令和 年度協議会鳥獣被害防止柵設置事業実施申請書

令和 年 月 日

武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1、事業の目的 農作物等をイノシシの被害から守り、農作物の安定供給及び生産意欲を向上する。

2、事業の種類 ①農地の侵入防止 ②共同利用農業施設の保護

3、事業内容

設置箇所： 町大字 番地 ほか

地目：

農作物名（出荷先） ( )

延長：ワイヤーメッシュ柵 \_\_\_\_\_ m

電気柵（2段張り） \_\_\_\_\_ m ( 台)

※電気柵の延長は100m以上の内容に限る。

4、事業完了予定日

令和 年 月 日

5、添付書類：・設置場所の見取図及び設置計画図

・事業①を個人で申請を行う者については納税証明

(完納証明書（滞納の無い証明）)